

宗像市緊急経済対策資金保証料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、自然災害により被災した中小企業者を支援することを目的とし、福岡県中小企業振興資金融資制度に基づき、緊急経済対策資金の融資を受けた中小企業者に対し、その借入資金に係る福岡県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証料の支払に要した額を補助する宗像市緊急経済対策資金保証料補助金（以下「補助金」という。）について、宗像市補助金等交付規則（平成15年宗像市規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 福岡県緊急経済対策資金の融資利用者のうち、知事が指定する風水害、震災の発生等突発的な事態の生起により、経営の安定に支障を生じている者であること。
- (2) 市内に主たる事業所を設置している法人又は市内に居住若しくは主たる事業所を設置している個人事業主であること。
- (3) 市税を滞納していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象者が保証協会に対し支払った保証料の額とし、20万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、福岡県緊急経済対策資金の融資実行日から起算して1月が経過した日又は当該融資実行日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに宗像市緊急経済対策資金保証料補助金交付申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により、補助金の交付の可否を決定し、その旨を通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、条件を付することができる。

(補助金の変更申請)

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の対象となった保証料の額が繰上償還等により補助金額を下回ったときは、宗像市緊急経済対策資金保証料補助金変更申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、速やかに交付決定者に交付している補助金の額のうち、変更後の補助金の額を減じた額を返還させるものとする。

(指示及び報告)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者、指定取扱金融機関及び保証協会に対して、必要な指示を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第5条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助を行うことを不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(雑則)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。